



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	藤原正則教授の経歴と業績
Author(s)	池田, 清治
Citation	北大法学論集, 68(6), 123-144
Issue Date	2018-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68624
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol68no6_03.pdf



藤原正則教授の経歴と業績

池田清治

藤原正則先生は、本年三月三十一日をもって定年をお迎えにな

る。先生は、一九七八年三月、北海道大学法学部をご卒業になり、同年四月に北海道大学大学院法学研究科修士課程に進学され、山畠正男教授のご指導のもと、民法学の研究を始められた。

そして、一九八六年三月に同博士後期課程を終えられて、同年四月、小樽商科大学に奉職され、一一年間お勤めになった後、一九九七年四月、北海道大学法学部教授として着任され、以来、二一年間、本学部・研究科に勤務なさり、民法の研究・教育に従事された。以下では、この間の先生のご活動の展開を振り返ることにしたい。

一 研究上の業績

(1) 先生は、不当利得法、とりわけ多数当事者間の不当利得法の研究で学界にデビューされた(「多数当事者間の不当利得法の一考察——注文者が動産所有者でない場合の請負人の法的地位——」〔後記論文2〕)。転用物訴権として知られるこの難問に取り組まれ、当時とかく批判の多かった最判昭和四五年七月一六日民集二四卷七号九〇九頁(いわゆるブルドーザー事件)について、無因性原則を採るドイツ法と異なり、有因性を原則とする日本法のもとでは、この判決にも一定の合理性が認められるのではないか、というアパンギヤルドな視点から、再検討を加えられた。そこには、ドイツ法に対する確かな知見(後

記論文Ⅰ」と——借り物ではない——内発的な問題意識を窺うことができる。そして、先生は、その後もこのような方向でご研究を進められ（後記論文4、6、11）、ご高書『不当利得法と担保物権法の交錯』（後記著書Ⅰ）をおまとめになり、博士（法学）の学位（北海道大学）を取得された。転用物訴権という問題は、現代では担保物権法のあり方を抜きにして語ることはできない、との先生の問題意識を喝破したこの表題は、先生のご研究の深化を表すものである。

先生は、その後も不当利得法のご研究をさらに進められ、大著『不当利得法』（後記著書Ⅱ）をものされた。今日の日本において最も包括的で周到なこの体系書では、もちろん、転用物訴権を含め、多数当事者間の不当利得について、先生ならではの詳細で緻密な検討がされているが、本書の学界への第一の貢献は、七〇三条及び七〇四条の想定例を明確に析出したことであろう。すなわち、従前の不当利得の類型論においては、七〇三条及び七〇四条を排除ないし修正することばかりが語られていた。給付不当利得にあつては、返還範囲を現存利益に縮減することの合理性が疑われ、侵害不当利得にあつては、たとえば「損失」概念の規範化が叫ばれ、支出不当利得のうち、たとえば費用利得については、一九六条とのバランスが説かれた。し

かし、もしそうであるなら、七〇三条及び七〇四条とは一体何者であるのか、という根本問題につき、従前の類型論は答えるところがなかった。先生は、この実定法上の根本問題に取り組み、七〇三条及び七〇四条が——広い意味での——非債弁済を想定したものであること、そこではまず損失者の債務の存在に関する錯誤に基づく弁済が不当利得発生の契機となっているため、受益者の返還の範囲が現存利益に縮減されうる構造になっていること、そして、このような観点から見ると、特殊不当利得の規定のうち、法系を異にする七〇八条を除き、七〇五条——七〇七条は広い意味での非債弁済のまさに特殊ケースであることを喝破された。実に民法典の起草者すら全く自覚していなかった規定の系譜を究明されたのは、常に根本にあるものを析出しようとする先生の姿勢を如実に示している。

もっとも、ここへ至る道は決して平坦ではなかった、と先生は述懐される。たとえば大学院で研究テーマを決める際、五十嵐清教授からは「不当利得、それも転用物訴権をテーマにするなら、磯村哲教授の『事務管理・不当利得・転用物訴権の関連と分化——不当利得法の構造とその地位——』を読まねばならない」とのご指導を受けたが、本当の意味でこの論文の真価を理解できるようになったのは四〇歳を過ぎてからのことであ

る、と回想される。

また、先生は、博士後期課程に進学されると、山島教授のほか、藤岡康宏教授からもご指導を受けることとなったが、「西ドイツ不当利得法の諸問題——デトレフ・ケーニツヒの法律案と鑑定意見の紹介を通じて——」（後記論文1）は、藤岡教授が下森定教授に先生を紹介したことに由来するものであり、先生はその後も下森教授の主催するドイツ民法研究会に参加され、学界活動の幅を広げられた。生涯の親友となる村田彰教授の知遇を得たのも、この研究会を通じてのことである。さらに、前記『不当利得法』を執筆されたのは、平井宜雄教授のご推薦にかかるものであり、また同書で七〇三条及び七〇四条のパラダイムケースに問題関心が深化したのは、ドイツ留学の際にご指導を受けたメディクス教授の「不当利得法を本気で研究するなら、非債弁済を勉強しなければ、本物ではない」というご助言に触発されたことである。

このように、先生は、研究者としての悩みと多くの学恩を謙虚に語るが、そのような学恩を実際にものにされたのは、先生の研究能力の高さと粘り強さを示している。先生のご業績に対する学界の評価は、「民法七〇三条・七〇四条」（後記論文55）を挙げるだけで十分であろう。「到達点」なのである。

（2）先生の研究活動を語る際、ドイツとの学術交流を抜きにすることはできない。質、量ともに他を圧倒する訳業の充実にするは、先生の研究成果の一つの特徴である（後記翻訳参照）。先生の最初のドイツ留学は一年にすぎなかったが、その卓越した語学力を十分に開花させ、帰国早々、多くの通訳を務められた。その後も、訳業はもとより、学術交流のため、通訳に熱心に取り組まれ、たとえば最近でもトイブナー教授が来日された折には、労を厭うことなく、トイブナー教授と日本全国を回られ、日独交流の橋渡しをされた。

しかし、ドイツとの学術交流において何より特筆されるべきは、カナリス教授とメディクス教授の記念論文集にともに寄稿されたことであろう（後記論文25、30）。ドイツ民法学の泰斗にして、いずれもミュンヘン大学教授、ドイツ民法学の、というよりも、ドイツ法学の双壁をなす両教授の記念論文集にも寄稿した日本人研究者は先生だけである。もとより、ドイツにおいて先生の名を高くしたのは、「寄稿した」という事実によるものではない。その論文の内容の確かさに基づくものである。カナリス教授の記念論文集でテーマとされた不当利得法は、先生が自家薬籠中のものとしているところであり、贅言を要しないが、メディクス教授の記念論文集に発表された「本

人と無権代理人の相続問題」に関する論文は、日独で共通する問題について、何故、両国では異なる解決方法が採られているのかを相続法の淵源にまで遡って明らかにした秀作である（後記論文26も参照）。すなわち、本人が無権代理人を相続した場合、ドイツと異なり、日本では、本人は履行責任を免れることができると考えられているが、この背景には、限定承認には不可分の性の原則（九二三条）の制約があり、その一方、単純承認において、単純承認するのではなく、三箇月経過すれば、確定的に単純承認したことになつてしまふ（九二一条二号、九一五条一項）という日本の相続法のもとでは、単純承認の法律効果を切り下げねばならず、信義則を媒介とする日本の問題解決とドイツにおける問題解決との違いは、信義則そのものではなく、このような相続法の相違を反映したものであることを周到かつ説得的に解明されたのである。「メデイクス教授から評価していただいた」という先生の言は、常に根本に立ち返って問題を見つめ直すというご自身の研究姿勢への確信の現れといえよう。

このように、物事の根本を問い、究明する姿勢は、解釈論だけでなく、法学方法論にも及んでいる。北川善太郎『日本法学の歴史と理論』（日本評論社、一九六八年）が指摘したように、とかく日本の学説は対象とする国の最新の方法論、解釈論を追

う傾向にある（平井教授のいう「最新流行主義」にも通じる）。しかし、それは、当該国にあつては、伝統（すなわち、正統）に対する挑戦であつて、正統に対する透徹した理解なくして、最新の動向の意味を探り、位置づけを図ることはできない。先生は、「法ドクマティークの伝統と発展——ドイツ法学方法論覚書——」（後記論文15）において、ドイツの法学方法論の核心をなすオースドクシーを活写され、その内容を詳細かつ正確に分析検討された。後進がまず最初に参照すべき作品であり、「礎石」ともいふべき業績である。

（3）内発的な問題意識から、そして、ドイツとの学術交流にも触発されて、先生は研究のフィールドをさらに二つの方向に拡張されている。

第一は、財産関係の清算という意味では、不当利得法にも通底する相続法に関する研究である。メデイクス教授に捧げられた論文（後記論文30）は前述のとおりであるが、ドイツ法に関する、実態をも踏まえた上での詳細な分析検討（たとえば後記論文9、10、12、14、17、21、36）、さらに死後の事務委任を安易に認めることは相続法の潜脱につながりかねないことを指摘する「本人の死後の事務の委任と民法六五三条一号の強行法規性」（後記論文46、50）は、小品ながら、事柄の本質を射貫

く藤原法学の特徴をよく表している。加えて、最近では、親族法にも歩みを進められ（後記翻訳26、27、28）、成年後見に関する、実務家を交えた研究会を自ら組織されるなど、家族法全体に研究領域を広げられている。

第二は、多数当事者間の法律関係という点では、転用物訴権とも共通する、ネットワーク型の取引に関する研究である。トイブナー教授との邂逅（後記翻訳22、23、24）にも触発されたものであるが、その緻密な分析手法（後記論文35、42、51、52、53）は、不当利得法の研究によって培われたものであろう。「リスク配分のあり方」というアプローチの方法は、先生の最も得意とするところである。

（4）先生は、このようにして上げられた研究成果を学会のシンポジウムで次々と報告し（後記学会報告2、3、4、5）、学界の共有財産とされた。物事の表層を追うのではなく、緻密な手法で根源を究める、というのが先生の一貫した研究姿勢である。

先生の研究は、歩みを止めない。「到達点」ともいえる前記『不当利得法』、そして、前記「七〇三条・七〇四条」を超え、さらなる高みを目指して、『不当利得法（第二版）』に取りかかっている。一群のご論稿（後記論文19、45、48、49）は、その準

備作業をなすものであり、その旺盛な研究意欲には驚嘆させられる。

二 教育上の業績

（1）先生は、着任以来、学部・研究大学院・法科大学院において、民法全般にわたる講義と演習を担当されたほか、外書購読や学内の研究会（民事法研究会）において指導に当たられた。

まず、研究者養成においては、外書購読のほか、多くの演習を担当された。また、特に民事法研究会では、単に活発に議論されるだけでなく、率先して報告を担当し、まさに「背中」で学生を指導された。

先生が指導教員を務められ、研究者として果立ったのが黄詩淳准教授（国立台湾大学法学部）である。黄准教授は、大学入学までに二回も飛び級をした文字通りの「才媛」で、一九九九年、学部生として北大に留学し、そのさい、先生が受入教員をお務めになった。その後、黄准教授は、先生の並々ならぬ学問的力量を慕われて、本学の法学研究科に進学され、博士（法学）の学位を取得した後、ハーバード大学にも留学し、現在、国立

台湾大学の准教授として、日台交流の第一線で活躍している。大作「最近三〇年間の遺留分をめぐるドイツの法改正論議（一）（四・完）」（後記論文21）は、黄准教授にドイツ法に関する資料を提供する意味もあつたとのことで、まさに掌中の珠ともいふべき愛弟子である。

（2）先生は、法曹養成にも熱心に取り組まれた。学部の実習では、必ず答案の添削指導をなさっている。これは小樽商大に奉職されたときから始められたもので、北大着任以降もずっと続けられ、ボランティアでされているゼミを含めると、現在でも一年間に二〇〇枚以上の答案を添削指導なさっている。まさに驚嘆に値する情熱であり、教員ならば、誰もが頭の下がる思いであろう。

先生が北大に着任された一九九〇年代末は、司法試験において、北大は「冬の時代」であつた。司法試験審査委員は四名もいたのに、合格者数は長らく三名程度で、低迷を極めていた。このように厳しい状況の中、先生は同僚であつた松久三四彦教授とともに、梃子入れを図られた。先生は、他の様々な大学の状況をつぶさにご覧になり、決して他人任せにするのではなく、教員自身が学生と直接付き合うことが何よりも肝要であることを悟り、貴重な研究時間を割いてまで、これを実践された。こ

のような先生のご努力のおかげで、二〇〇〇年代に入ってから、北大の司法試験の実績は飛躍的に向上した。「学生と一緒に歩くというやり方には、驚いた」というのは、同僚であつた瀬川信久教授の言である。北大が法科大学院という法曹養成制度にスムーズに移行できたのは、先生のこのようなご尽力の賜物である。

先生は、今でも、司法試験の不合格者を集めて、ボランティアでゼミをなさっている。「不合格者から頼まれるので」と謙遜しておっしゃるが、合格発表の日、先生の研究室には、多くの合格者が、そして、多くの不合格者が訪れる。合格者はお礼を言い、不合格者はご指導をお願いするのである。合格者から感謝される教員は多い。しかし、挫折のただ中にある不合格者から頼りにされること、これが先生が教育者として一流であることの証であろう。「今年の不合格者こそ、来年の合格者だ。」この口癖は、先生の教育者としての高い見識と揺るぎない自信を表している。同時に、定評のある教科書（後記著書3）と演習書（後記著書5）も、先生の教育者としての力量を示すものである。

三 学外の活動

先生は、北大にとどまることなく、学外でも活躍された。学界においては、日本私法学会の理事をお務めになり、また多くの大学で非常勤講師をされた。さらに自治体等における研修にも参画なさっている。わけても、明治大学法科大学院の寄附講座の講師を五年連続でお務めになり、民法改正に関する動向を講じられた。学内にあっても、医学部の倫理委員会等、様々な委員を務められた。

以上のように、先生は北海道大学に赴任されてから二一年にわたり、熱心、かつ、丁寧に学部生や大学院生の教育にあたられるとともに、質量ともに充実した研究成果をあげられた。同僚から学問的に信頼され、またその飾らないお人柄から、学部生や大学院生から親しまれ、慕われてきた。ここに感謝と敬意を表すとともに、今後、ますますご活躍されることを祈念してやまない。

藤原正則教授の経歴

【学歴・職歴等】

一九五四（昭和二九）年一月 横浜市に生まれる

一九七八（昭和五三）年三月 北海道大学法学部卒業

一九八二（昭和五七）年三月 北海道大学大学院法学研究科

民法法専攻修士課程修了

一九八六（昭和六一）年三月 北海道大学大学院法学研究科

民法法専攻博士後期課程単位

取得退学

一九八六（昭和六一）年四月 小樽商科大学短期大学部専任

講師

一九八七（昭和六二）年四月 札幌学院大学法学部非常勤講

師（一九八八（昭和六三）年

三月まで）

一九八七（昭和六二）年一〇月 小樽商科大学短期大学部助教

授

一九八九（平成元）年四月 北海学園大学法学部非常勤講

師（一九九一（平成三）年三

月まで）

一九八九（平成元）	年一〇月	小樽商科大学商学部助教授	在外研究（同年九月まで）
一九八九（平成元）	年一〇月	北海道女子短期大学非常勤講師（一九九一（平成三）年三月まで）	函館市職員研修講座講師（一九九（平成一一）年まで）
一九九一（平成三）	年八月	ドイツ連邦共和国・ミュンヘン大学（レオポルド・ベンガー・インテイトユート）において在外研究（一九九二（平成四年）六月まで）	札幌大学法学部非常勤講師（一九九（平成一一）年三月まで）
一九九四（平成五）	年三月	ドイツ連邦共和国（ミュンヘン、フライブルグなど）において、高齢社会に関する法制度・実務の調査（財団法人長寿開発センターの委託による。）	北海道大学大学院法学研究科教授（大学院重点化に伴う配置換え）
一九九七（平成九）	年三月	博士（法学）（北海道大学）	ドイツ連邦共和国・マックスプランク外国法・国際私法研究所（ハンブルグ）において在外研究（同年六月まで）
一九九七（平成九）	年四月	北海道大学法学部教授	ドイツ連邦共和国（ミュンヘン、テュービンゲンなど）において、高齢社会における遺産承継に関する法制度・実務の調査
一九九七（平成九）	年三月	ドイツ連邦共和国・マックスプランク外国法・国際私法研究所（ハンブルグ）において	北海道行政書士会総合法律講座講師（二〇一五（平成二七）
		二〇〇九（平成二一）年六月	
		二〇〇四（平成一六）年四月	
		二〇〇〇（平成一二）年四月	
		一九九八（平成一〇）年一〇月	

年まで]

二〇一一(平成二三)年一二月 明治大学法科大学院『民法(債

権法)改正の動向寄付講座』

講師(二〇一五(平成二七)

年まで]

二〇一五(平成二七)年一〇月 北海学園大学法務研究科非常

勤講師(二〇一六(平成二八)

三月まで]

二〇一六(平成二八)年四月 放送大学面接授業講師

二〇一六(平成二八)年九月 ドイツ連邦共和国(ミュンヘ

ン、バイロイトなど)におい

て、高齢社会における遺産承

継に関する法制度・実務の調

査

二〇〇九(平成二一)年一〇月 日本私法学会理事(二〇一一

(平成二三)年一〇月まで]

二〇一一(平成二三)年六月 日本私法学会個別報告審査委

員

二〇一四(平成二六)年四月 成年後見法学会会員

【学外委員など】

一九九六(平成八)年四月 北海道消費者苦情処理委員会

委員(二〇〇八(平成二〇)

年三月まで]

二〇〇三(平成一五)年四月 札幌市消費者苦情処理部会委

員(二〇一二(平成二四)年

三月まで]

二〇一二(平成二四)年三月 社会福祉法人札幌市社会福祉

協議会 市民成年後見人養成

調査研究会準備委員会委員

(同年一〇月まで]

【学会理事など】

一九八六(昭和六一)年一〇月 日本私法学会会員

一九九七(平成九)年一〇月 日本私法学会運営懇談会委員

(二〇〇一(平成一二)年一

〇月まで]

藤原正則教授の業績

I 著書・編著書

- 1 『不当利得法と担保物権法の交錯』（成文堂、一九九七年）（単著）
- 2 『不当利得法』（信山社、二〇〇二年）（単著）
- 3 『民法2 物権』（有斐閣、二〇〇二年、第二版二〇〇五年、第二版補訂版二〇〇八年）（千葉恵美子・七戸克彦との共著）
- 4 『民法学における古典と革新（藤岡康宏先生古稀記念論文集）』（成文堂、二〇一一年）（松久三四彦・池田清治・須加憲子との共編著）
- 5 『事例で学ぶ民法演習』（成文堂、二〇一四年）（松久三四彦・池田清治・曾野裕夫との共著）

II 論文

- 1 「西ドイツ不当利得法の諸問題——デトレフ・ケーニツヒの法律案と鑑定意見の紹介を通じて——」法学志林八三巻三号（一九八五年）
- 2 「多数当事者間の不当利得法の一考察——注文者が動産所有者でない場合の請負人の法的地位——」北大法学論集三

六巻五〇六号（一九八六年）（上記著書1に所収）

- 3 「不当利得における因果関係の直接性」半田正夫ほか編『現代判例民法学の課題（森泉章先生還暦記念論文集）』（法学書院、一九八八年）
- 4 「建築下請負人の注文者に対する請求——下請負人の債権担保の視角から——」北大法学論集三八巻五〇六号（一九八八年）
- 5 「アメリカ法における錯誤に基づく土地改良者の費用償還請求権——費用償還請求権の一断面——」北大法学論集三九巻五〇六号上巻（一九八九年）
- 6 「わが国における『転用物訴権』のあり方——東京地判昭和五九年十二月二七日を契機に（一）（二・完）——」法学研究（北海学園大学）二四巻一号、二号（一九九〇年）（上記著書1に所収）
- 7 「輸血・血液製剤によるHIV感染——ドイツの判例を手掛かりに——」森泉章ほか編『民法と著作権法の諸問題（半田正夫先生還暦記念論文集）』（法学書院、一九九三年）
- 8 「侵害不当利得法の現状——代償請求と利益の返還——」北大法学論集四四巻六号（一九九四年）
- 9 「ドイツにおける公的な老人介護システムと私法上の制度」

- 老人介護と相続法理研究会編『老人介護と相続法理に関する研究報告書Ⅱ（財団法人 長寿社会開発センター委託事業）』（一九九四年）
- 10 「ドイツ法における親族扶養（Verwandtenunterhalt）と社会保障の協働——第五九回ドイツ法曹大会を中心として——」商学討究四六卷一号（一九九五年）
- 11 「建築請負人の債権担保に関する考察（一）」（三・完）商学討究四六卷二二三号、四号、四七卷一号（一九九六年）（上記著書1に所収）
- 12 「ドイツにおける公的高齢者介護システムと私法」池田恒夫ほか編『高齢者介護と家族——民法と社会保障法の接点——』（信山社、一九九六年）（上記論文9を加筆）
- 13 「金銭の不当利得における返還義務」半田正夫ほか編『現代判例民法学の理論と展望（森泉章先生古稀祝賀論集）』（法学書院、一九九八年）
- 14 「成年子の老親に対する扶養義務——最近のドイツ法を参照して——」池田恒夫ほか編『民法学と比較法学の諸相Ⅲ（山崎正男先生・五十嵐清先生・敷重夫先生古稀記念論文集）』（信山社、一九九八年）
- 15 「法ドグマティクの伝統と発展——ドイツ法学方法論覚書——」瀬川信久編『北海道大学法学部ライブラリー2 私法学の再構築』（北大図書刊行会、一九九九年）
- 16 Dreipersonenverhältnisse im japanischen Bereicherungsrecht aus rechtsvergleichender Sicht, Recht in Japan Heft 12, Nomos (2000)
- 17 「ドイツにおける遺産承継」新井誠編『高齢社会とエステイト・プランニング』（日本評論社、二〇〇〇年）
- 18 「ドイツにおけるセカンドオピニオン創設の経緯」現代のエスプリ四一六号（二〇〇二年）
- 19 「他人の物への担保設定による不当利得」森泉章編『著作権法と民法の現代的課題（半田正夫先生古稀記念論集）』（法学書院、二〇〇三年）
- 20 「死後事務委任の判例と成年後見への応用」実践成年後見（民事法研究会）一〇号（二〇〇四年）
- 21 「最近三〇年間の遺留分をめぐるドイツの法改正論議（一）」（五・完）北大法学論集五五卷三三、四号、五号、六号、五六卷二二（二〇〇四年）（二〇〇五年）
- 22 「ドイツにおける生前処分と死因処分の傾向」新井誠編『高齢社会における信託と遺産承継』（日本評論社、二〇〇六年）
- 23 「ヨーロッパ不当利得法の動向」半田吉信編『ヨーロッパ

- 債務法の変遷」(信山社、二〇〇七年)
- 24 「事業承継と遺留分」ジュリスト「二四」二号(二〇〇七年)
- 25 Bereicherung durch die unberechtigte Verfügung über fremde Sachen und unberechtigte Einziehung fremder Geldforderungen im japanischen Recht, Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 70. Geburtstag, Bd. 2, Beck (2007)
- 26 「無権利者による他人の物の処分と他人の債権の取立による不当利得——自己の権利領域への無権利者による干渉に対する反動的請求(一)〜(四・完)——」北大法学論集五九卷二号〜五号(二〇〇八年〜二〇〇九年)
- 27 「不当利得について、類型化に対応する必要があるか——契約無効の効果としての物権帰属の処理との関係——」椿寿夫ほか編『民法改正を考える(法律時報増刊)』(日本評論社、二〇〇八年)
- 28 「事務管理・不当利得」能見善久・加藤新太郎編『論点大系判例民法第六卷』(第一法規、二〇〇九年、第二版、二〇一四年)
- 29 「利得の吐き出し——ドイツの一般人格権の侵害の事例に則して——」藤岡康宏編『民法理論と企業法理』(日本評論社、二〇〇九年)
- 30 Erbenhaftung des Vertretenen, der den Vertreter ohne Vertretungsmacht beerbt, und des Vertreters ohne Vertretungsmacht, der den Vertretenen beerbt, im japanischen Recht, Festschrift für Dieter Medicus zum 80. Geburtstag, Carl Heymann (2009)
- 31 「他人物売買・無権代理と相続」新井誠・山本敬三編『ドイツ法の継受と現代日本法』(日本評論社、二〇〇九年)
- 32 「不当利得法の清算と多角的法律関係」法律時報八一巻六号(二〇〇九年)
- 33 「ネット契約としてのフランチャイズ契約(一)(二・完)」北大法学論集六〇巻六号、六一巻一号(二〇一〇年)
- 34 「不当利得法——不当利得法に新たな規定を与えるとすれば、何を考慮すべきか——」円谷峻編『社会の変容と民法典』(成文堂、二〇一〇年)
- 35 「フランチャイズと多角的法律関係」法律時報八二巻二号(二〇一〇年)
- 36 「ドイツ法 遺産承継と信託的譲渡」新井誠・神田秀樹編『信託法制の展望』(日本評論社、二〇一一年)
- 37 「死後事務における応急処分義務と事務管理の交錯」実践

- 成年後見（民法法研究会）三八号（二〇一一年）
- 38 「不当利得の対第三者関係」ジュリスト一四二八号（二〇一一年）
- 39 「不当利得における価値賠償の算定基準時」（上記編著書4に所収）
- 40 Civil Law-Case to Seek Return to Money Equivalent to Unjust Enrichment—Actio de in rem verso, Business Law in Japan—Cases and Comments, Edited by Moritz Baelz, Marc Dernaer, Christopher Heath, Aja Pertersen-Padberg, Kulwer (2012)
- 41 「不当利得の清算と多角的法律関係」椿寿夫・中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、二〇二二年）（上記論文32を収録）
- 42 「フランチャイズ契約と多角的法律関係」椿寿夫・中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、二〇二二年）（上記論文35を収録）
- 43 「贈与契約」円谷峻編『民法改正案の検討・第三卷』（成文堂、二〇一三年）
- 44 「終身定期金」円谷峻編『民法改正案の検討・第三卷』（成文堂、二〇一三年）
- 45 「受益者の悪意（民法七〇四条）の認定——特に、過失のある善意の利得者は悪意か——」出口正義ほか編『企業法の現在（青竹正一先生古稀記念論文集）』（信山社、二〇一四年）
- 46 「本人の死後の事務の委任と民法六五三条一号の強行法規性」法律時報八六卷一号（二〇一四年）
- 47 「日本法での不当利得法の対第三者関係」静宜法学（台湾）第3期（王欽彦訳「日本法中之不當利法之對第三者關係」（二〇一四年）
- 48 「契約の無効・取消と同時履行の抗弁権——特に、詐欺取消での同時履行関係——」村田彰先生還暦記念論文集編集委員会『現代法と法システム』（酒井書店、二〇一四年）
- 49 「日本法での不当利得法の対第三者関係」静宜法学（台湾）第4期（二〇一五年）（上記論文47を加筆）
- 50 「本人の死後事務の委任と民法六五三条一号の強行法規性」椿寿夫編『民法における強行法・任意法』（日本評論社、二〇一五年）（上記論文46を収録）
- 51 「第三者与信売買・ファイナンスリース・フランチャイズ——契約結合からネット契約へ——」NBL一〇八〇号（二〇一六年）

- 52 「ネットワーク取引——ドイツ法でのネット契約論」 椿寿夫編著『別冊NBL 三角／多角取引と民法法理の深化』(商事法務、二〇一六年)
- 53 「サブディーラーの販売網を組織したディーラーのユーザーに対する留保所有権に基づく自動車の返還請求と権利濫用——契約結合 (Vertragsverbindung)、ネット契約 (Netzvertrag) の観点から——」 法政論集 (名古屋大学) 二七〇号 (二〇一六年)
- 54 「ドイツにおける相続預金の法制度および実務」 金融法務事情二〇三五号 (二〇一六年)
- 55 「民法七〇三条・七〇四条」 窪田充見編『新注釈民法15巻 債権(8)』(有斐閣、二〇一七年)
- 56 「贈与法と相続法——債権法改正と相続法の関係——」 現代私法規律の構造 (伊藤進先生傘寿記念論文集) (第一法規、二〇一七年)
- 57 「消費者契約の解消と原状回復」 消費者法研究四号 (二〇一七年)
- III 判例研究・判例解説
- 1 「親事業者と下請事業者との間で製造委託に関する製品の
- 2 「地下の通信用ケーブル専用溝内で火災が発生し電話ケーブルが破損したため加入電話回線等が最長一〇日間普通になつたため、債務不履行責任、国家賠償法二条一項・二項、使用者責任、工作物責任を原因として地元の飲食店主らから日本電話電信公社 (現NTT) に対してされた総額四七〇〇万円の損害賠償請求がすべて棄却された事例——いわゆる世田谷通信ケーブル家裁判損害賠償請求訴訟第一審判決 (東京地判平成元年四月一三日)——」 (藤岡康宏との共著) 判例タイムズ七二三号 (一九九〇年)
- 3 「世田谷ケーブル火災と電電公社 (現NTT) の損害賠償責任の存否 (東京地判平成元年四月一三日)」 (藤岡康宏との共著) 私法判例リマックス一号 (一九九〇年)
- 4 「ゴルフクラブにおける新旧会員間の予約方法等に関する差別的取扱いの禁止を求める訴えが、将来の給付の限度で認められた事例 (東京地判平成五年八月三〇日)」 (松久三四彦との共著) 判例時報一五二七号 (判例評論四三七号)
- 2 単価引き下げの合意がなされた場合右合意が不当のもではないとして原則として有効とされた事例 (東京地判昭和六三年七月六日) 判例時報一三二二号 (判例評論三六九号) (一九八九年)

- (一九九五年)
- 5 「顧客の株式を無断売却して、売却代金を顧客の口座に振り込んだが、後に株式を顧客に返還した証券会社の、顧客に対する売却代金相当額の不当利得返還請求権（東京地判平成一二二年二月一六日）」私法判例リマックス二八号（二〇〇四年）
- 6 『無所有共用一体社会』の実現を活動の目的としている団体に加入するに当たり全財産を無償で出捐した者がその後同団体から脱退した場合に合理的かつ相当と認められる範囲で不当利得返還請求権を有するとされた事例（最判平成一六年一一月五日）」判例時報一九〇〇号（判例評論五六〇号）（二〇〇五年）
- 7 「無権限弁済受領者への債権者の不当利得返還請求の可否（最判平成一六年一〇月二六日）」民商法雑誌民商一三三卷一号（二〇〇五年）
- 8 「『無所有』団体からの脱退者による出捐財産の返還請求（最判平成一六年一一月五日）」民商法雑誌一三三卷三号（二〇〇五年）
- 9 「多数の架空売買が行われた環状取引と錯誤および不当利得（大阪地判平成一四年三月二五日）」私法判例リマックス三〇号（二〇〇五年）
- 10 「共同相続人の一部に対する預金全額の払戻しと銀行の七〇三条にいう『損失』（最判平成一七年七月二一日）」私法判例リマックス三四号（二〇〇七年）
- 11 「破産管財人が悪意の受益者とされなかった事例（最判平成一八年一二月二一日）」民商法雑誌一三六卷三号（二〇〇七年）
- 12 「判例クローズアップ『ヤミ金事件判決』について——最判平成二〇年六月一〇日——」法学教室三三八号（二〇〇八年）
- 13 「反倫理的行為に該当する不法行為の被害者の損害賠償請求における損益相殺と民法七〇八条（最判平成二〇年六月一〇日）」ジュリスト臨時増刊『平成二〇年度重要判例解説』（二〇〇九年）
- 14 「留置権の対抗力」中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ（総則・物権）（第六版）』（有斐閣、二〇〇九年）
- 15 「第三者に交付された貸付金の返還」中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅱ（債権）（第六版）』（有斐閣、二〇〇九年）
- 9 「多数の架空売買が行われた環状取引と錯誤および不当利得（大阪地判平成一四年三月二五日）」私法判例リマックス

- 16 「先の貸し付けの後の過払金への弁済充当の可否と過払い金返還請求の利息（最判平成一九年二月三日）」金融商事判例一三三六号（二〇一〇年）
- 17 「民法七〇四条後段の趣旨（悪意の受益者に対する損害賠償責任に関する民法七〇四条後段の規定の趣旨）」金融法務事情一九〇五号（金融判例研究二〇号）（二〇一〇年）
- 18 「悪意の受益者に対する損害賠償責任に関する民法七〇四条後段の規定の趣旨（最判平成二二年一月九日）」私法判例リマックス四二二号（二〇一〇年）
- 19 「悪意の受益者の損害賠償義務を規定した民法七〇四条後段の規定の趣旨悪意の受益者に対する損害賠償責任に関する民法七〇四条後段の規定の趣旨（最判平成二二年一月九日）」判例セレクト（法学教室三六五号別冊付録）（二〇一一年）
- 20 「成年後見人に選任された知的障害者が成年後見人の財産を横領し、国家賠償が請求されたが、家庭裁判所調査官、家事審判官の成年後見人の選任・監督には違法性がないとされた事例（広島地裁福山支判平成二二年九月一五日）」成年後見法研究九号（二〇一二年）
- 21 「成年後見人に選任された知的障害者が成年被後見人の財産を横領し、国家賠償が請求され、後見監督事件での家事審判官の後見監督に過失があったとされた事例（広島高判平成二二年二月二〇日）」実践成年後見（民事法研究会）四三三号（二〇一二年）
- 22 「無権利者を委託者とする物の委託売買契約が締結された場合における当該物の所有者の追認の効果（最判平成二三年一〇月一八日）」北大法学論集六三卷三号（二〇二二年）
- 23 「リボルビング方式の貸付につき、規制法（平成一八年改正前）一七条一項書面に法定の記載をしなかった場合、過払金につき『悪意の受益者』と推定されるか」私法判例リマックス四六号（二〇一三年）
- 24 「意思無能力者に代わって相続税を申告した者の事務管理に基づく費用償還請求権の成否（最判平成一八年七月四日）」実践成年後見（民事法研究会）四九号（二〇一四年）
- 25 「警視庁の記者会見及びホームページ上の説明が職務上の義務に違反して団体の社会的評価を低下させたとして国賠法上の違法と認められた事例（東京高判平成二五年一月二七日）」私法判例リマックス五〇号（二〇一五年）
- 26 「悪意の受益者の損害賠償義務を規定した民法七〇四条後段の規定の趣旨（最判平成二二年一月九日）」『判例セレクト』

- クト二〇〇九―二〇一三』（有斐閣、二〇一五年）（上記判例研究19を加筆）
- 27 「成年後見の審判を受けていないが事理弁識能力を欠く状況にある者への民法一五八条一項の類推適用（最判平成二七年七月二日、最判平成二六年三月一四日）」実践成年後見（民事法研究会）五五号（二〇一五年）
- 28 「遺産共有持分と他の共有持分が併存する場合の分割方法（最判平成二五年十一月二九日）」民商一五〇巻二号（二〇一五年）
- 29 「信託契約による債権譲受人に対する貸金債務者の過払金返還請求の可否（大阪高判平成二五年七月一九日）」信託フォーラム四号（二〇一五年）
- 30 「留置権の対抗力」潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ（総則・物権）（第七版）』（有斐閣、二〇一五年）
- 31 「第三者に交付された貸付金の返還」中田裕康・窪田充見編『民法判例百選Ⅱ（債権）（第七版）』（有斐閣、二〇一五年）
- 32 「意思無能力による消費貸借の無効に、民法二二一条ただし書が類推適用され、現存利得の主張立証責任は利得者が負うが、現存利得はないとされた事例（仙台地判平成五年二月八日）」実践成年後見六三号（二〇一六年）
- 33 「フランチャイズ契約と準委任関係の存否（東京地判平成二五年十一月二二日）」私法判例リマックス五三三号（二〇一六年）
- 34 「誤振込により成立した受取人の預金債権の受取人に対する貸金債権をもって相殺した被仕向金融機関の債権回収について、振込金相当額の不当利得返還請求権が認められた事例（名古屋高判平成二七年一月二九日）」金融法務事情二〇四九号（金融法研究第二六号）（二〇一六年）
- 35 「共同相続された預貯金債権は遺産分割の対象となとした最大決平成二八年二月一九日と相続財産の清算」金融法務事情二〇六五号（二〇一七年）
- IV 翻訳
- 1 ローター・フィリップス「ニューラル・ネットワークの法学への応用」法とコンピュータ一〇号（一九九二年）
- 2 ローター・フィリップス「法的推論における類推とニューラル・ネットワークの応用」北大法学論集四三巻三号（一九九二年）
- 3 ヴォルフガンク・フライヘア・フォン・マーシャル「私保

- 4 除法の下での保険者の損害賠償と求償」北大法学論集四三卷四号（一九九二年）
- 5 ユルゲン・クントツ「ドイツ企業結合法の基本的性格」北大法学論集四七卷二号（一九九六年）
- 6 ハンス・レオ・ヴァイヤース「保険契約法（一）」（三一）（二）（藤岡康宏・新山一範との共訳）比較法学（早稲田大学）三〇巻一号、二号、三一巻一号、三二巻一号（一九九六年）（一九九九年）
- 7 ライナー・フランク「監護権の基本問題」商学討究四七卷二二三号（一九九七年）
- 8 クラウス・ヴィルヘルム・カナリス「現代型契約と古い法律——ドイツ法におけるファクタリング、フランチャイズ、ファイナンスリース——」北大法学論集四九卷三号（一九九八年）
- 9 フランツ・ビドリンスキー「私法の発見における原理と体系」北大法学論集四九卷六号（一九九九年）
- 10 クラウス・ヴィルヘルム・カナリス「メディア・情報社会における現在のドイツ法的人格権保護」比較法学（早稲田大学）三三巻二号（一九九九年）
- 11 ペーター・ギレス「IT時代における裁判——ドイツの現状を中心にして——」地域研究所年報（旭川大学地域研究所）二五号（二〇〇二年）
- 12 アンドレア・ボナミ「EU域内の食品流通の自由——EU裁判所の豪華なフルコースへのご招待——」（奥田安弘との共訳）北大法学論集五五巻二号（二〇〇四年）
- 13 ペーター・ギレス「裁判手続、遠隔通信技術、『E（電子）訴訟法』——ドイツにおける訴訟の電子化の始まりと、その法化について——」（石垣茂光との共訳）北大法学論集五五巻一号（二〇〇四年）
- 14 ハンス・F・ツァハー（新井誠監訳）『ドイツ社会法の構造と展開』（日本評論社、二〇〇五年）「序言」、「社会法の根本問題」、「比較法と社会法」の部分
- 15 ペーター・ギレス「裁判手続、遠隔通信技術、『E（電子）訴訟法』——ドイツにおける訴訟の電子化の始まりと、その法化について——」小島武司編『民事私法システムの将来』（中央大学出版部、二〇〇五年）（上記翻訳12を収録）
- 16 マクシミリアン・フックス「高齢社会の相続法」信託二二一号（二〇〇五年）
- 17 ヴァイヤース・ヴァント「保険契約法」（成文堂、二〇〇七年）（藤岡康宏・金岡京子との共訳）

- 17 ペーター・シュレヒトリーム「不当利得法の変遷」半田吉信編『ヨーロッパ債務法の変遷』（信山社、二〇〇七年）
- 18 ゴットフリート・シーマン「損害賠償法に関する現下のドイツでの議論」北大法学論集五八巻三号（二〇〇七年）
- 19 ゴットフリート・シーマン「損害賠償法に関する現下のドイツでの議論」ゴットフリート・シーマン（新井誠監訳）『ドイツ私法学の構造と歴史的展開』（日本評論社、二〇〇八年）（上記翻訳18を収録）
- 20 ヨハネス・ハーガー「ドイツの不法行為法」新世代法政策学研究九号（二〇一〇年）
- 21 タチアナ・ヨシボヴィッチ「クロアチア共和国の相続法」北大法学論集六二巻一号（二〇一一年）
- 22 グンター・トイブナー「社会制度としての鑑定（専門家意見）——第三者の契約内部化——」新世代法政策学研究一〇号（二〇一一年）
- 23 グンター・トイブナー「結合義務としての利益の分配？——フランチャイズ・システムでの利益の再分配——」新世代法政策学研究一〇号（二〇一一年）
- 24 グンター・トイブナー「社会制度としての鑑定（専門家意見）——第三者の契約内部化——」、「結合義務としての利益の分配？——フランチャイズ・システムでの利益の再分配——」新世代法政策学研究一〇号（二〇一一年）
- 25 ゴットフリート・シーマン「ドイツ法での企業承継の手段としての養子」北大法学論集六四巻一号（二〇一三年）
- 26 ミヒヤエル・ガナー「成年者保護の比較法的展望と支援を受けた決定発見のモデル」成年後見法研究一三号（二〇一六年）
- 27 ミヒヤエル・ヴァルチェン「法的に同意能力のない成年者の矯正治療——ドイツおよび国際障害者権利条約を踏まえて——」（村田彰との共訳）成年後見法研究一三号（二〇一六年）
- 28 ダグマル・ケスター・ヴァルチェン「国際障害者権利条約からみた成年者保護と暴力からの保護——特に、国境を越える事実関係——」成年後見法研究一三号（二〇一六年）
- 29 グンター・トイブナー「契約結合としてのネットワーク——ヴァーチャル空間の企業、フランチャイズ、ジャスト・イン・タイムの社会科学、および、法的研究——」（信山社、二〇一六年）

- 30 マーティン・シュミット・ケッセル／アナ・グリム「無償か、有償か?——個人データを対価とするデジタルコンテンツの契約による交換——」『東洋法学六一巻二号(二〇一七年)』
- 31 マーティン・シュミット・ケッセル「デジタルコンテンツに関する(EU)指令——契約類型と瑕疵に関する責任——」『東洋法学六一巻二号(二〇一七年)』
- V 教科書の共同執筆・解説など
- 1 「第三章 市民生活と財産の法」鹿毛継雄編『現代社会と法』(ソルト出版、一九八八年)
- 2 「諸外国における問題状況の概観 1 ドイツ法」老人介護と相続法理研究会編『老人介護と相続法理に関する研究報告書(財団法人 長寿社会開発センター委託事業)』(一九九三年)
- 3 「第三編 債権法 第一章(序説)第七章 債権の消滅」中島文雄編著『民商法概説』(成文堂、一九九四年、第二版、一九九六年、第三版、一九九八年)
- 4 「谷口知平 不当利得の研究」(書評) 加藤雅信編『民法学説百年史』(三省堂、一九九八年)
- 5 「事務管理・不当利得」川井健・鎌田薫・山本豊編『新判例マニュアル民法Ⅳ 債権各論』(三省堂、二〇〇〇年)
- 6 「ドイツ法の観点から(シンポジウム・近代民法学の思考様式——比較法の視点から——)」北大法学論集五二巻五号(二〇〇二年)
- 7 「Zum Gedächtnis an Herrn Prof. Fuchs-major NOSE」寺崎嘉博・白取祐司編『激動期の刑事法学(能勢弘之先生追悼論集)』(信山社、二〇〇三年)
- 8 「三面関係の不当利得——転用物訴権——」内田貴・大村敦志編『民法の争点(ジュリスト増刊)』(二〇〇七年)
- 9 「即時取得:一九三条・一九四条」千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編『Law Practice 民法Ⅰ 総則・物権編』(商事法務、二〇〇九年、第二版、二〇一四年)
- 10 「給付利得」、「侵害利得」千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編『Law Practice 民法Ⅱ 債権編』(商事法務、二〇〇九年、第二版、二〇一四年)
- 11 「消費者被害への対応」村田彰ほか編『わかりやすい成年後見・権利擁護』(民事法研究会、二〇〇九年、第二版、二〇一三年)
- 12 「法律上の原因の存否——第三者に交付された金銭の返還

- 請求——「利得と損失の存在」、「騙取金による弁済」、「いわゆる転用物訴権（一）——動産を修理した請負人——」「いわゆる転用物訴権（二）——賃借物を改装した請負人——」松本恒雄・潮見佳男編『判例ブラクティス民法Ⅱ債権』（信山社、二〇一〇年）
- 13 「結果債務と手段債務」椿寿夫・中舎寛樹編『新・条文にない民法』（日本評論社、二〇一〇年）
- 14 「売買契約・贈与契約」明治大学法科大学院『民法（債権法）改正の動向寄附講座・二〇一一年度講義録』（二〇一二年）
- 15 「違約手付条項と解約手付」、「他人物に関して悪意の買主の損害賠償責任」、「担保責任を免除・加重する特約」法学セミナー六八四号（二〇一二年）
- 16 「委任」、「不当利得」平井一雄・清水元編『基本講座 民法2（債権法）』（信山社、二〇一二年）
- 17 「成年後見による預金の横領に家事審判官の監督の違法があったとして国家賠償責任が肯定された事例（広島高判平成二二年二月二〇日）」じゃがれたー（成年後見ニュース）一九号（二〇一二年）
- 18 「不出来な経過報告書」公益信託・甘粕財団信託研究助成基金編『公益信託・甘粕財団信託研究助成基金二五周年に
よせて』（二〇一二年）
- 19 「違約手付条項と解約手付」、「他人物に関して悪意の買主の損害賠償責任」、「担保責任を免除・加重する特約」椿寿夫編『強行法・任意法でみる民法』（日本評論社、二〇一三年）（上記解説15を収録）
- 20 「売買契約・贈与契約」明治大学法科大学院『民法（債権法）改正の動向寄附講座～最新の動向を踏まえて～・二〇一一年度講義録』（二〇一三年）
- 21 「売買契約・贈与契約」明治大学法科大学院『民法（債権法）改正の動向寄附講座～中間試案を踏まえて～・二〇一三年度講義録』（二〇一四年）
- 22 「売買契約と贈与契約」明治大学法科大学院『民法（債権法）改正の動向寄附講座～改正要綱仮案を踏まえて～・二〇一四年講義録』（二〇一五年）
- 23 「ミヒヤエル・ガナー」比較法の視点からの成年者保護の現状と展望』(Michael Ganner, Stand und Perspektiven des Erwachsenenschutzes in rechtsvergleichender Sicht) (論文サマリー)「実践成年後見五七号（二〇一五年）」
- 24 「成年後見の審判を受けていないが事理弁識能力を欠く情況にある者への民法一五八条一項の類推適用（最判平成二

六年三月(四日)「じゃがれたー(成年後見ニュース)二五号(二〇一五年)」

25 「モネ教授の講演に対するコメント(一)」北大法学論集六五卷六号(二〇一五年)

26 「不法行為」中村昌美編著『民法を知る2』(八千代出版、二〇一五年)

27 「共同相続人に対する相続回復請求権」棚村政行・水野紀子・潮見佳男編『Law Practice 民法Ⅲ 親族・相続編』(商事法務、二〇一五年)

28 「不当利得」後藤卷則・滝澤昌彦・片山直也編『プロセス講義 民法V 債権2』(信山社、二〇一六年)

29 「障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会 第八回「ドイツの成年後見」—身上看護と健康配慮」参加報告」じゃがれたー(成年後見ニュース)二六号(二〇一六年)

30 「売買契約・贈与契約」明治大学法科大学院『民法(債権法)改正の動向寄附講座・二〇一五年度講義録』(二〇一六年)

31 「法律行為が無効又は取り消された場合の効果——有償・双務契約の無効・取消(契約の巻戻し)——」、「法律行為が無効又は取り消された場合の効果——無償契約の無効・取消(受領者の利得保有への信頼の保護)——」、「取り

消す」といふべきる行為の追認」潮見佳男ほか編『Before/After 民法改正』(弘文堂、二〇一七年)

VI 学会報告

1 「わが国における『転用物訴権』の構造——多数当事者間の不当利得法に対する財貨追及の視角からの考察——」私法五一号(一九八九年)(日本私法学会における個別報告)

2 「法ドグマリーティクの意味と背景——ドイツの法学方法論との対比——」私法六〇号(一九九八年)(日本私法学会シンポジウム「転換期の民法学」における報告及び質疑応答)

3 「不当利得法における対第三者関係」私法七四号(二〇一二年)(日本私法学会シンポジウム「不当利得法の現状と展望」における報告及び質疑応答)

4 「第三者与信売買・ファイナンスリース・フランチャイズ——契約結合からネット契約へ——」私法七九号(二〇一七年)(日本私法学会シンポジウム「多角・三角取引と民法」における報告及び質疑応答)